

2018年11月9日

盛岡市長 谷藤 裕明 様
盛岡市建設部長 南幅 純一 様

盛岡市議会議員 庄子 春治

市営住宅の住み替えに関する取扱いの改善について（要望）

盛岡市営住宅条例第5条において、「市長は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当する者については、公募を行わないで市営住宅に入居させることができる」と定め、その理由の一つとして、(7)において、「・・・既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと・・・」を定めています。

市のこの条例の取扱いは、①入居後に身体障がい者用住宅（車いす住宅）への入居要件に該当することとなった方～下肢又は体幹の肢体不自由による障害の級別が1級で（車いすを常用しているものに限る）～については、公募によらない住み替えが可能 ②車いす常用以外の方については、下肢に障害があっても公募によらない住み替えは認めず、定期募集への応募を認める。ただし、抽選になった場合当選確率が高くなるよう配慮をしている、というものです。

この取扱いによって、市営柿木アパート4階にお住まいで、現に下肢・上肢に障害があって1級の障害手帳をお持ちの方が、車いす常用ではないことから、公募によらない住み替えが認められないため、定期募集に応募しつつも抽選で当選することができず、10年以上にわたって不自由な足で4階から階段でのぼり降りする生活を余儀なくされています。その方のことについては、2017年1月8日付岩手日報で報道されており、市当局も十分承知している方です。

この方は、岩手日報記事では、「8年間、18回応募を繰り返しているが全て落選」と報じられており、その後の2回の応募も落選し、足掛け10年間で20回の応募で落選を繰り返し、（市に残っている記録によっても少なくとも11回の応募は確認されております）心が折れるような状況に追いやられているのです。

障がい者に対する市の対応として果たして適切と言えるでしょうか。抽選に落ちたのだから仕方がない、ですまされてよいのかが問われています。結果として市の対応は障がい者の切実な願いに背を向けたものであって、障がい者の人権を顧みない対応であったと言わざるを得ないものです。

問題は、市住宅条例第5条(7)の取扱いにおいて「車いす常用者」に限定しているこ

とにあり、その盛岡市の対応は、少なくとも東北の県庁所在都市の中では他に例を見ない特殊なものです。

東北の他の県庁所在都市の取り扱いでは、仙台市において「下肢4級以上の障害」を規定しているほか、青森市、秋田市、山形市、福島市においては、障害級別の規定は特に設けず、「医師の診断」を基本に個別に判断するという取扱いとなっています。「車いす常用」如何で線を引いている事例はありません。

盛岡市の取扱いは、あまりにも限定的であって、入居基準に例外規定を設けた条例の趣旨に沿っているのかという疑問を生じさせるものです。

以上のことから、市営住宅条例第5条(7)の取り扱いについて、下記のとおり要望いたします。

記

1、盛岡市の、市営住宅条例第5条(7)の取り扱いにおいて、公募によらない住み替えを認める対象を「車いす常用」者に限るという、東北の他の県庁所在都市にはない特殊な定めとなっている理由と根拠を、どの機関が、いつ定めたのか、正確にお示してください。

2、この取り扱いによって、市営柿木APの4階にお住いの障がい者の方が、1階への住み替えを希望し、10数回の応募をしたものの抽選で落選を繰り返したためにその希望がかなわず、10年以上にわたって不自由な生活を余儀なくされていることについて、市としてはどのようにお考えか、心が痛まないのか、この方が抽選に落選した自己責任によるものとお考えか、このような取り扱いが果たして「公平」を理由にした適切な対応であったとお考えか、公平な募集と抽選という入居者選定基準の中で、例外規定を設けているという条例の趣旨にかなった対応とお考えか、見解をお示し下さい。

3、市営住宅条例第5条(7)の取り扱いについて、公募によらない住み替えを認める対象を「車いす常用者」に限るという現在の盛岡市の対応を改め、少なくとも他の東北各県庁所在都市の例にならって改善するよう、要望します。

なお、この要望については、文書にて回答していただきますようお願いいたします。

以上